

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 こうすけ、まさひろ、こうぞう、ゆうた、ミコ、ココ

被告 国

## 原告意見陳述要旨

2021(令和3)年5月10日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告 こうぞう

### 記

僕は、男性同性愛者です。

パートナーのゆうたと、4匹の猫と共に、熊本で暮らしています。

僕は、家族や職場を含め、自分が同性愛者であることを隠さず、ゆうたとの関係もオープンにしています。

しかしながら、「カミングアウトをすれば、居場所がなくなってしまうのではないか。偏見や差別にさらされるのではないか」と恐れて、性的指向を隠して生きている人はまだ大勢います。

恋愛、結婚、子ども、将来のことなど、日常的に話題になりますが、同性愛者であることを隠していると、そのほとんどを誤魔化さなくてははいけません。

パートナーを異性に置き換えたり、結婚を望んでいても、興味がない素振りをしたり、パートナーのことを親戚や他人として説明したり、具体的に描いている未来があっても、そのまま口に出すことはできません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

必然的に「偽る」ことを強いられてしまうのです。

ひとつひとつは些細なものであっても、ストレスは蓄積されていきます。

それを回避するためには、カミングアウトせざるを得ません。

僕もかつては周りの人にゲイであることを隠していました。

思春期を迎えた頃、世間は、同性愛に対する差別的な表現であふれていました。ゲイであることを自覚し、ゲイのコミュニティに参加するようになっていた僕も、同じ同性愛者以外には言えないと思っていました。

そんな僕を変えたのは17才のときのある経験でした。

2000年、沖縄旅行で出会った男の子に恋愛感情を持ちました。でも、彼は彼女に会いに来ていたので、気持ちを伝えるつもりはありませんでした。

熊本に帰って、ゲイの友人に話したところ、「気持ちを伝えろよ」とはやし立てられ、半ば勢いで、メールで打ち明けてしまいました。

すぐに後悔し、なかなか返事がこなかったことから、さらに絶望的な気持ちになりました。

ところが、1週間くらい経った頃、思いがけず、返事をもらったのです。

「おまえが好きになった奴がたまたま女が好きだっただけで、俺は何もしてやれないけど、話ぐらいならいつでも聞くぜ」、と。

僕という存在を彼が受け入れてくれたことが何よりも心強く、それ以来、同性愛者であることを偽る必要はないんだと思えるようになりました。この経験で、僕の中にひとつ、芯となるものが生まれたのです。

ゆうたと出会ったのは、彼が大学に入学して熊本にやってきた2002年のことです。間もなく交際するようになり、すぐに一緒に暮らし始めました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

ゆうたも、ゲイであることを周りにオープンにして生活していて、僕らは、当時から、街中でも堂々と手をつないで歩いていました。

僕は、まだ家族には本当のことを言っていなかったのですが、ゆうたは既に両親にカミングアウトしていました。両親のことが大好きだからこそ、だましたままではいけない。勘当されるとしても伝えておきたい。そう思って打ち明けたという話に背中を押され、僕も、覚悟して、母に打ち明けました。

ところが、母は、拍子抜けするくらい、あっさりと受け入れてくれました。

それからは、お互いの親を含め、家族ぐるみの付き合いをしてきました。

いろんな場所に行き、共通の友人もでき、たくさん笑い、遊び、ときには喧嘩もして、濃密な4年半を過ごしました。

だから、ゆうたが大学を卒業して熊本を離れることになったとき、当然、パートナーとしてゆうたについて行くつもりでした。

ところが、ゆうたは、ここで一度は関係を解消したいと言います。真に生涯の伴侶であればまた縁があるはずだから、というのです。その決意は固かったので、やむなく別れることになりました。

別れたあと、僕の母がゆうたに宛てたメールが、誤って僕に送られてきました。そこには、僕たちが別れたことがどれだけショックだったかが書かれていました。それまで、母は、本当は、僕に女性と結婚して孫を見せてほしいのじゃないかと思っていました。しかし、母のメールを見て、自分自身の偏見に気づかされました。

その後、僕は、LGBTの権利擁護活動に深く関わるようになりました。2015年7月に全国で455人が申立人となった日弁連に対する同性婚人権救済申立にも名を連ねました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

その際の僕の発言が熊本の新聞で報じられました。記事を目にしたゆうたの母が、久しぶりにメールをくれ、「やっところまで来たね」と応援し、励ましてくれました。

ゆうたと僕は、別れた後、お互いに別のパートナーと付き合っていて、関係は途切れたままでした。けれど、およそ10年ぶりに連絡をとることとなり、それからはときおり連絡を交わすようになりました。

そんな折り、一昨年(2020)の2月、ゆうたの母親が亡くなり、僕は通夜に参列させてもらいました。

その頃、立て続けに、ゲイの友人を含む親しい人の死に接する機会があり、自分自身の死を強く意識するようになりました。自分が死ぬとき、そばにいてほしい人は誰だろう、突き詰めて考えると、ゆうた以外にはいないと思いました。そう思いながら別の人と付き合っているのは相手に失礼だと考え、自分から当時のパートナーに別れを切り出しました。

偶然同じ頃、ゆうたも、母親の死をきっかけに、当時のパートナーは一生を共にする人ではないと考え、交際を解消していました。

僕が、改めてゆうたに思いを伝えたのは、一昨年(2020)の7月でした。ゆうたも、同じ気持ちだったことが分かり、その年の9月から一緒に暮らしています。

お互い紆余曲折はあったものの、一緒に人生を送るこの生活が、僕らにとって、最も自然で、何ものにも代えがたい、大切なものなのです。

さる3月17日は、北海道訴訟の判決の日でした。近づくに連れて、気になってしまい、眠りが浅くなり、何度となく裁判の夢を見ました。当日は朝からSNSに張り付いて、11時の判決を待ちました。「賠償請求は棄却」との第一報にがっくりとうなだれましたが、ほどなくして、実質的勝訴という知らせが舞い込みました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

同性婚を認めない今の法律は憲法14条に反して、違憲であると認めたと。

その瞬間、全身に鳥肌が立って、涙があふれました。

国は、「同性婚は憲法上想定されていない」と、ずっと主張しています。それは、僕たち同性愛者の存在を否定するに等しいものです。

その主張に、僕たちがどれほど傷ついてきたか分かるでしょうか。

それはまさに、僕たちの尊厳の根幹、人としての尊厳を踏みにじることです。

同性婚が認められない限り、札幌の判決が明確に認めた、国による差別は無くなりません。

これから先も、世界中どこにでも、同性愛者をはじめとするLGBTは生まれれます。

生まれた時からこの国にも同性婚が存在し、法制度から除外されず社会の当たり前前の存在として認められていたら、描ける人生が、未来が、ずっと大きく広がるはずです。

僕らの周りは家族をはじめ、年齢を問わずみんなが、この裁判を、そしてゆうたと結婚出来るようになることを、応援してくれています。

その希望を、国が阻むことは許されるのでしょうか。

今日は、僕の母も、ゆうたの父も、ここに来てくれています。ふたりとももう高齢です。ゆっくり待つてはいられません。

家族みんなが元気なうちに、一刻も早く、結婚して法律上も家族になり、喜びを分かち合いたいのです。

裁判所には、札幌判決をさらに一歩進めて、同性婚を実現させる内容の判決を切望します。

以上